

農産物価格転嫁に関する消費者意識調査及び広報啓発業務委託 企画提案公募実施要領

1 公募の趣旨

近年の生産資材（肥料、飼料、燃料等）価格の高騰を受け、農林水産物の持続的な生産を維持していくためには、生産コストの上昇分を販売価格に反映（価格転嫁）することが不可欠となっている。

一方で、価格転嫁を円滑に進めるためには、消費者が生産現場の実情を理解し、納得した上で購入し、地産地消につなげる環境づくりが重要である。

農産物価格転嫁に関する消費者意識調査業務は、今後の食育・広報施策の検討に資する基礎資料を得るため、直売所来店者を対象に、価格転嫁に関する認知度・理解度・受容度等の消費者意識を把握するとともに、一部店舗で実施する実演販売ブースにおける実際の購買行動データとの突合を行うもの。

また、広報啓発業務は、生産現場の実情への理解促進と受容度向上を図り、地産地消につなげるため、各種イベントでの広報啓発活動を行うもの。

2 事業の内容

別途提示する業務仕様書のとおり

3 事業実施期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 予算規模

7,498,128円以内（消費税及び地方消費税を含む）

5 企画提案公募参加資格

- (1) 福岡県内に事業所（本社又は支社等）を有していること。
- (2) 委託業務に関するノウハウを有し、当該委託業務を円滑に遂行できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者。
- (5) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努める者であること。

6 失格

次の各号に該当する者は失格とし、応募を無効とします。

- (1) 5の参加資格に定めた要件を満たしていないとき。
- (2) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その

補正に応じないとき。

- (3) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (4) 提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (5) その他、不正な行為があったとき。

7 企画提案公募スケジュール

(1) 参加の意思表示及び質問について

ア 申込方法

電子申請 <https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/J1up8cZp>

イ 申込期間

令和8年9月15日（火）開始

令和8年9月24日（木）17時締切

ウ 質問への回答

令和8年9月25日（金）以降に、電子メール又はFAXにて、全ての参加申込者に回答します。

※参加申込兼質問のみの受付としており、説明会は実施しませんのでご注意ください。

(2) 企画提案書類の提出について

ア 提出期限：令和8年9月30日（水）17時必着

イ 提出方法：持参又は郵送（電子ファイルでの提出不可）

※持参の場合の受付時間は、閉庁日を除く平日の8時30分から17時15分まで

ウ 提出先：福岡県農林水産部食の安全・地産地消課 生産安全係
(〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁5階)

8 企画提案公募実施手続

(1) 企画提案書類の様式及び提出部数

ア 企画提案応募書（様式1） 1部

イ 企画提案書（任意様式、A4版、片面印刷） 5部

企画提案書については次に掲げる事項を必ず盛り込んでください。

a 企画のコンセプト

- ・業務理解及び本業務の目的に対する認識
- ・業務仕様書の「6 提案を求める事項」に対する企画案

b 事業実施計画

- ・委託業務の全体フロー（工程表）

c 事業の実施体制、運営管理方法

- ・事業実施に係る企画立案体制、運用管理体制
※責任者、担当者の役割分担、店舗・日程別の調査員配置計画
- ・事業を管理する者の持つノウハウ、実績等

d データの取扱い、個人情報保護に関する対応方針

e 委託事業を適切に実施するために必要な実績

- ・当事業類似の事業等を企画・実施した実績（具体的に記述）

f 事業者の概要に関する資料

- ・今回の企画提案にあたり、共同提案事業者等があれば併せて記載

g 事業費に係る経費項目

- ・業務仕様書の「5 業務内容」に記載した業務ごとに内訳を記載

(2) その他

- ・提出された企画提案書類等は、委託先の選定のみに使用します。また、採用の有無に関わらず返却しません。
- ・企画提案書の作成に要した費用、その他応募に要した経費は参加者の負担とします。
- ・選定された提案者の企画提案書に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、福岡県農林水産部食の安全・地産地消課に帰属するものとします。
- ・選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとします。

9 事業者の選定

(1) 選定方法

一次審査（書面審査）を通過した企画提案書について、最終審査（書面審査）を行い、審査委員会において総合的に審査し、最も優秀な提案を行った事業者を選定します。プレゼンテーションは実施しませんが、提案の内容について個別にヒアリングを行う場合があります。

① 一次審査（書面審査）

- ア 実施日 令和8年10月1日（木）予定
- イ 選定結果通知 令和8年10月2日（金）予定

② 最終審査（書面審査）

- ア 実施日 令和8年10月2日（金）以降予定
- イ 選定結果通知 令和8年10月中旬予定

(2) 主な審査項目

- ア 仕様に沿っているか。
- イ 提案事業を円滑に実施できるノウハウがあり、十分な組織・人員が配置できるか。
- ウ 計画の内容が具体的であり、実現性の高い実施内容となっているか。
- エ 事業目的を達成するための工夫がなされているか。

※審査については非公開とする。

(3) 選定結果の通知及び公表

審査結果の内容は非公開とし、選定結果のみ応募者に対して通知いたします。
なお、審査結果に対する質問や異議申立には応じません。

(4) 提案者がいない場合の取扱い

企画提案書提出期限内に提案者がいない場合は、公募を中止し、公募内容を再検討します。また、中止の通知、再公募等については、県ホームページにてお知らせします。

10 契約について

県は、9により選定された事業者（以下「受注者」）と契約締結の協議を行い、契約を締結します。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容変更の協議も含むものとします。

協議が不調のときは、9により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行うものとします。

- (1) 契約にあたっては、選考された提案をもとに細部について県と受注者で打合せを行うものとします。

なお、契約締結に係る諸費用（印紙代等）は、受注者の負担とします。

- (2) 契約にあたっては、福岡県財務規則第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として福岡県に納めていただきます。

なお、この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは、契約期間満了時に全額返還いたします。

また、次の場合には契約保証金が減免されます。

ア 福岡県を被保険者とする履行保証契約を保険会社と締結した場合。

イ 過去2年の間に県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (3) 委託料は、事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とします。

ただし、受注者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係のない経費、備品の購入など業者の財産取得となる経費は対象外とします。

- (4) 福岡県暴力団排除条例の施行に伴い、契約にあたっては、「誓約書」を提出していただきます。

なお、契約締結後に受注者が暴力団関係者に該当すると判明した時は、当該契約を解除するとともに違約金を徴収します。

- (5) 再委託の禁止

受注者は、原則として委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、あらかじめ県の書面による承認を得た場合は、業務の一部を再委託することができます。

11 著作権について

- (1) 本業務により制作された成果物の著作権及び著作権は、県に帰属します。
- (2) 受注者が保有する既存著作物について、県が成果物を利用するために必要な全ての権利を承諾するものとします。

12 完了報告

委託期間満了後、速やかに完了報告書を提出していただきます。

なお、事業実施に要した経費については、収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を明確にしておくとともに、事業終了後5年間保管する必要があります。

1 3 問い合わせ先

福岡県農林水産部食の安全・地産地消課 生産安全係

担当：牟田（TEL：092-643-3571、FAX：092-643-3573）